

元環管第192号
令和元年5月27日

株式会社市民風力発電
代表取締役 鈴木 亨 様

京都府知事 西脇 隆俊

(仮称)太鼓山ウインドファームに係る環境影響評価方法書に対する意見書について

平成30年12月28日付けで提出の上記環境影響評価方法書について、京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号）第13条第3項の規定により、別添のとおり意見書を送付します。

担当	府民環境部環境管理課 指 導 担 当
電話	075-414-4715
FAX	075-414-4705

別添

(仮称)太鼓山ウインドファームに係る環境影響評価方法書に対する意見は、以下のとおりです。

1 全般的事項

- 準備書において環境影響評価の結果及び当該結果を踏まえた環境保全措置を具体的に示すことができるよう、風力発電設備の配置及び規模等（以下「配置等」という。）を決定し、準備書に記載すること。
- 風力発電設備の配置等の決定に当たっては、可能な限り、過去の長期的な気象観測記録や気候変動を踏まえた将来の予測等を考慮するとともに、風力発電設備の設置及び供用による環境影響を回避又は低減するよう努めること。
- 今後、風力発電設備の配置等の決定や現地調査の実施等により、新たな環境影響のおそれが明らかになった場合は、必要に応じて、地域住民の意見を聴き、環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価（以下「調査等」という。）の手法を追加又は見直した上で、適切に調査等を実施し、適切な環境保全措置を検討すること。また、その内容を準備書に記載すること。

2 個別事項

(1) 騒音の影響

- 施設の稼働による騒音は、雪や地表面温度の低下等、気象条件により異なると考えられるため、様々な気象条件を考慮して調査等を実施し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討すること。

(2) 風車の影による影響

- 風力発電機の影による影響について、対象事業実施区域周辺の施設や住居等を考慮して調査等を実施し、必要に応じて適切な風力発電設備の配置等及び環境保全措置を検討すること。

(3) 動物・植物・生態系に対する影響

- 対象事業実施区域は、海から飛来する鳥の渡り経路になっている可能性があることから、風力発電機へのバードストライクの可能性とその影響について、適切に調査等を実施し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討すること。
- 対象事業実施区域及びその近傍には、クマタカ等の希少種を含めた多数の動植物が生息・生育しているため、本事業の実施による動植物及びその

生息地・生育地に対する影響を把握・評価し、可能な限り回避又は低減するよう、風力発電設備の配置等、工事計画及び環境保全措置を検討すること。

(4) 景観に対する影響

- 景観に係る調査地点である慈眼寺を含む「伊根町伊根浦伝統的建造物保存地区」の一部地域においては、本事業の実施により風力発電機の視認が可能になると想定される。このため、同調査地点を始めとした眺望点からの眺望景観及び同保存地区自体の景観に対する風力発電機の影響について、必要に応じて調査・予測地点を追加する等、適切に調査等を実施するとともに、可能な限り当該影響を回避又は低減するよう、風力発電機の配置等及び必要な環境保全措置を検討すること。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

- 対象事業実施区域近傍に点在する「森林公園スイス村」の施設に対しては、複数の環境影響評価項目に係る影響が懸念されるため、同項目ごとに係る影響を個別に評価するだけでなく、「森林公園スイス村」の各活動特性に対する全ての影響を整理して総括的に評価するとともに、可能な限り当該影響を回避又は低減するよう、環境保全措置を検討すること。

(6) 土地の改変による影響

- 風力発電機の基礎の構造や造成等の工事の方法によっては、降水の流出経路が変化し、対象事業実施区域近傍の湿地へ影響することが懸念されるため、当該影響を回避又は低減するよう、風力発電設備の配置等、工事計画及び環境保全措置を検討すること。また、土地の改変に伴う発生土が対象事業実施区域から搬出される場合は、可能な限り搬出量を抑制するとともに、搬出される土を適切に処理すること。